

## 相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、 管理不全土地・建物管理制度等に係る協定書

長野県市長会（以下「甲」という。）と長野県町村会（以下「乙」という。）と長野県司法書士会（以下「丙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、長野県内各市町村（以下「市町村」という。）及び丙の有する情報等を相互に活用し、次の各号に掲げる政策目標の達成に寄与することを目的とする。

- (1) 相続登記がなされていない不動産の相続登記の促進を図ること。
- (2) 所有者不明土地・建物の管理制度の周知及び利用促進を図ること。
- (3) 管理不全土地・建物の管理制度の周知及び利用促進を図ること。
- (4) 相続土地国庫帰属制度の周知及び利用促進を図ること。
- (5) 適切な管理が行われていない空き家及び空き地の利活用を図ること。

（連携協力事項）

第2条 市町村及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 市町村が推進する各種施策に関して、丙が有する知見やデータ等を提供すること。
- (2) 市町村が住民・利害関係人等からの相談に対応するに当たって、説明のために丙が作成するチラシ等を活用すること。
- (3) 市町村が実施する研修会等を、丙が後援又は共催し、講師を派遣すること。
- (4) 市町村が実施する相談会を、丙が後援又は共催し、相談員を派遣すること。
- (5) 丙が実施する住民又は市町村職員を対象とした研修会等又は相談会を、市町村が後援又は共催し、会場とする市町村が所有又は管理する施設の利用料等を免除又は公益目的のための利用として低廉な利用料とすること。
- (6) 市町村が発行する広報誌等に掲載する記事を、丙が校閲若しくは監修又は提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

（個人情報の取扱い）

第3条 市町村及び丙が相互に提供する情報等については、各自の定める個人情報保護方針に従って処理されるものとする。

（秘密保持義務）

第4条 市町村及び丙は、連携協力事項の実施のため、技術上、運営上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、その秘密を保持するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ることなく又は正当な事由なく、第三者に開示又は提供しないものとする。

2 市町村及び丙は、秘密情報を相手方に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して提供するものとする。

3 市町村及び丙は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。

4 市町村及び丙は、書面による相手方の事前の承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

5 市町村及び丙は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

6 市町村及び丙は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩の恐れが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を相手方に報告してその取扱いを協議しなければならない。

（解除）

第5条 甲、乙及び丙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに相手方に対する書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

（適用）

第7条 本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更について速やかに協議するものとする。

本協定の締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙は署名又は記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月18日

甲 長野市大字西長野字加茂北143番地8  
長野県市長会

会長

茂岡利夫

乙 長野市大字西長野字加茂北143番地8  
長野県町村会

会長

羽田健一郎

丙 長野市大字南長野妻科399番地1  
長野県司法書士会

会長

小杯雅希